

# 公共施設EV充電ステーション事業 提案募集

## ～募集要項～

### 1 公募の趣旨

横浜市では、2030年の温室効果ガス排出50%削減、2050年の「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて、市民、事業者の皆様をはじめ、関係団体や国等の多様な主体の皆様と連携しながら、地球温暖化対策実行計画に基づき、取組を強化・加速している。その取組の一つとして、市内において、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）（以下総称して「EV」という。）に乗りやすい環境整備や、充電インフラ拡充に関する取組を進めている。

充電インフラ拡充によりEV購入意欲を促進するため、2030年までの目標達成（急速充電器400口設置）に向け、効率的かつ効果的に急速充電器を設置する取組として、本市の施設を活用し、多くのEVドライバーの方々が利用できる、24時間利用可能なEV充電ステーションを設置・運営する事業提案を募集する。

### 2 提案資格

応募者は、次の全てに該当する法人又は法人格を有しない団体（以下、「法人等」という。）とする。

なお、法人格を有しない団体とは、規約や役員を選任があるなど、組織としての体制が整っている団体に限る。

- (1) 横浜市暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第23条（利益の供与等の禁止）第1項若しくは第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (2) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行っていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

### 3 用語の定義

本募集要項において、以下の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用する。

- (1) 候補場所  
別紙1「候補場所一覧」に掲げる本市がEV充電ステーションの設置先候補として指定する場所
- (2) 希望場所  
候補場所のうち、提案者が活用を希望する場所
- (3) 設置場所  
希望場所のうち、実際に設備等を設置する場所

### 4 本事業の流れ

本事業の提案及び実施は以下のとおり進めることとする。なお、提案提出及び事業実施にあたり、提案者は本募集要項及び別紙2「実施条件」を満たすものとする。

#### (1) 提案提出

本募集は、提案者が市内の公共施設にEV充電ステーションを設置、運用する事業の提案を募集するものである。提案者は、候補場所の中から希望場所を選定し、事業の提案を行うこと。

なお、複数者から提案があり、希望場所が重複した場合には、「9 評価委員会及び評価に関する事項」に基づき評価を行い、評価の高い提案を重複場所における事業として選定する。

また、重複が無い希望場所に対する提案は、「9 評価委員会及び評価に関する事項」に基づき評価を行い、選定基準を満たした提案を選定する。

#### (2) 提案選定後

提案が選定された場合、提案者は希望場所における詳細調査や事業計画等を行うとともに、公共施設管理者等と事業実施に向けた協議を実施すること。協議の結果、事業が実施可能との合意が得られた場合に協定を締結するものとする。また、協議の結果、事業が実施不可との判断となった場合は、当該提案事業は終了するものとする。

なお、提案者による検討及び関係機関との協議は原則、令和7年度までに完了させることとする。

### (3) 協定締結後

協定締結後、提案者は設置場所の行政財産目的外使用許可申請等、その他必要となる許可申請を行い許可の交付を受けた後、工事を実施するものとする。なお、協定締結後、概ね1年以内に工事を実施すること。

## 5 スケジュール

公募開始から協議の開始までのスケジュールは、次のとおり予定している。

表 公募から協議の開始までのスケジュール

日程	内容
令和6年11月1日（金）	公募開始
令和6年11月15日（金）	質問書提出期限
令和6年11月22日（金）	質問書に対する回答
令和7年1月17日（金）	提案書提出期限
令和7年1月下旬	ヒアリング、審査・選定
令和7年2月上旬	選定通知、協議の開始

## 6 質問書の提出

本募集要項及び様式等の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問書（様式2）を提出すること。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要。

### (1) 提出期限

令和6年11月15日（金） 午後5時まで（必着）

### (2) 提出方法

電子メール

※送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

### (3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎30階）  
 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局カーボンニュートラル事業推進課  
 担当：名取、高瀬、仲澤、志村  
 TEL：045-671-4155  
 E-mail：da-charge@city.yokohama.lg.jp

### (4) 回答日及び方法

令和6年11月22日（金）までに、横浜市の下記のホームページで回答を掲載する。

URL：[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/jisedai\\_car/1101koukyou.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/jisedai_car/1101koukyou.html)

## 7 提案書の内容

提案書の作成にあたっては（様式3）に、別紙2「実施条件」を踏まえ次の内容を記載すること。記入枠の大きさは必要に応じて変えること。また、ページ番号を記載すること。

なお、希望場所が複数ある場合、（1）から（9）は希望場所ごとに作成すること。

- (1) 活用希望場所（行政財産目的外使用場所の位置図、案内図、現地写真等）
- (2) 駐車枠設置場所及び寸法
- (3) 導入設備仕様（充電器規格、出力、口数等）
- (4) 設備設置仕様（設置位置、設置工法、充電方法等）
- (5) 充電器設置、運用にあたっての安全対策
- (6) 事業実施体制図（実施体制図、緊急時連絡体制表等）
- (7) 収支計画（想定利用回数、想定利用サービス料金、総事業費の想定等）
- (8) 運用計画（毎年の点検計画、設備の維持管理計画、希望事業期間等）
- (9) 実施スケジュール

(10) 急速充電器の設置・運用実績（複数件）

## 8 提案書の提出

- (1) 提出期限  
令和7年1月17日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類及び部数  
誓約書（様式1）1部、提案書（様式3）7部及び電子データ（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）1部  
※提出された書類一式は返却しない。
- (3) 提出先  
事前に電話連絡のうえ、次の提出先まで直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）すること。  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎30階）  
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局カーボンニュートラル事業推進課  
担当：名取、高瀬、仲澤、志村  
TEL：045-671-4155

## 9 評価委員会及び評価に関する事項

- (1) 評価委員会  
提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行う。

表 評価委員会の構成

名称	公共施設EV充電ステーション事業に関する提案募集評価委員会
所掌事務	・評価の視点、評価項目の確認 ・ヒアリング ・提案書の評価 ・評価の集計
委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部担当部長
副委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局カーボンニュートラル事業推進課担当課長
委員構成	政策経営局経営戦略課担当課長 市民局地域施設課長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局戦略企画課長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素計画推進課長

- (2) 主な評価項目  
提案は、別紙3「事業評価基準」を踏まえて総合的に評価を行う。  
なお、必要に応じてヒアリングを実施する。

## 10 選定・非選定の通知

提案書を提出した者のうち、選定された者及び選定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

- (1) 通知日 令和7年2月上旬頃に行う。
- (2) その他 選定されなかった旨の通知を受けた提案事業者は、書面により選定されなかった理由の説明を求められることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。  
本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 11 提案書の取扱い

- (1) 提出された提案書は、提案の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがある。

- (3) 提出された書類は、提案書の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。
- (5) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提案の実現に向けた調整を行うにあたって、必要な範囲で、横浜市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがある。
- (7) 提案の実現後は、横浜市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがある。

## **12 無効となる提案**

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 募集要項に指定する提案書の作成様式に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 公募開始からヒアリング実施までの間に本募集に関して委員会委員との接触があったもの

## **13 その他提案にあたっての留意事項**

提案にあたっては、以下の内容について了承したものとみなすため、提案者の責任のもと、必ず確認すること。

- (1) 選定した場合であっても、協議の結果によっては取組の実施ができない場合がある。
- (2) 事業期間は協定締結日から概ね8年間程度とし、原則、横浜市は事業実施に伴う必要な調整等の相談に対応する予定。詳細な役割分担等については別紙4「役割分担表」のとおりとする。
- (3) 提案の選定・不選定にかかわらず、横浜市は提案、協議及び協定締結にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費などの一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償をしない。
- (4) 本事業における横浜市からの負担については、別紙2「実施条件」のとおり、事業の実施に必要な費用の一部について横浜市の各年度の予算範囲内にて実施する。提案の選定により、提案内容に記載された金額を確約するものではなく、また、負担する金額については、選定後、横浜市と協議の上決定する。
- (5) 本事業において計画等の変更が生じる場合は、事前に横浜市と協議のうえ決定する。
- (6) その他、特段記述のない事項については、横浜市との協議のうえ、決定する。